

企画競争説明書

業務名称： フィリピン国災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクトフェーズ2

案件番号： 180535

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2019年1月9日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年1月9日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクトフェーズ2

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款難型：

() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年3月中旬～2024年5月上旬

以下の2つの履行期間に分けて契約を締結することを想定しています。

第一期：2019年3月～2021年12月(34か月)

第二期：2021年1月～2024年5月(29か月)

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：２０１９年１月１６日（水） １２時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：２０１９年１月２１日（月）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：２０１９年２月１日（金） １２時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ５部
見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき

４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

５）虚偽の内容が記載されているとき

６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

１）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

２）以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) PHP 1 1 = 2.107050 円
- b) US\$ 1 = 112.201000 円
- c) EUR 1 = 127.778000 円

5) その他留意事項

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任／防災行政
- b) 防災計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 46.67 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年2月21日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。

エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：中央防災機関の能力向上及び防災計画策定にかかる諸業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、25ページ以下として下さい。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

() 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任／防災行政）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

- a) 類似業務の経験：防災行政に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 業務主任者等としての経験
- e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 防災計画】

- a) 類似業務の経験：防災計画に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

（○）プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年 2月 7日(木) ～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町）本部 204 会議室

3. 実施方法：

(1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

(2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以 上

フィリピン国災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクトフェーズ2

| 評価項目 | 配点 | |
|-----------------------------|-------------|--------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10.00) | |
| (1) 類似業務の経験 | 6.00 | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | 4.00 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (40.00) | |
| (1) 業務実施の基本方針の的確性 | 18.00 | |
| (2) 業務実施の方法の具体性、現実性等 | 18.00 | |
| (3) 要員計画等の妥当性 | 4.00 | |
| (4) その他（実施設計・施工監理体制） | | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (50.00) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価 | (34.00) | |
| | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ |
| ①業務主任者の経験・能力 業務主任／防災行政 | (27.00) | (11.00) |
| ア) 類似業務の経験 | 10.00 | 4.00 |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 3.00 | 1.00 |
| ウ) 語学力 | 5.00 | 2.00 |
| エ) 業務主任者等としての経験 | 5.00 | 2.00 |
| オ) その他学位、資格等 | 4.00 | 2.00 |
| ②副業務主任者 | (-) | (11.00) |
| カ) 類似業務の経験 | - | 4.00 |
| キ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | - | 1.00 |
| ク) 語学力 | - | 2.00 |
| ケ) 業務主任者等としての経験 | - | 2.00 |
| コ) その他学位、資格等 | - | 2.00 |
| ③体制、プレゼンテーション | (7.00) | (12.00) |
| サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション | 7.00 | 7.00 |
| シ) 業務管理体制 | - | 5.00 |
| (2) 業務従事者の経験・能力： 防災計画 | (16.00) | |
| ア) 類似業務の経験 | 8.00 | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | 2.00 | |
| ウ) 語学力 | 3.00 | |
| エ) その他学位、資格等 | 3.00 | |
| (3) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (4) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| (5) 業務従事者の経験・能力： | () | |
| ア) 類似業務の経験 | | |
| イ) 対象国又は同類似地域での業務経験 | | |
| ウ) 語学力 | | |
| エ) その他学位、資格等 | | |
| 総合評点 | [100.00] | |

第2 業務の目的・内容に関する事項

1 プロジェクトの背景

フィリピンは日本と同様に台風、洪水、地震、火山等の自然災害多発国である。国連大学の世界リスク報告（World Risk Report 2016）によると、同国は最も自然災害のリスクにさらされている国の一つであり、世界リスク指標（World Risk Index）にて世界 171 ヶ国のなかで 3 位となっている。2005 年から 2014 年までに発生した自然災害による直接被害額は 1,82,9 億フィリピンペソにのぼり、年平均 2,000 人以上の命が失われ、人的及び経済的な側面からも、自然災害は持続可能な開発を阻害する一因となっている。

国防省市民防衛局（Office of Civil Defense。以下「OCD」）は、2010 年に制定された「災害リスク軽減・管理（Disaster Risk Reduction and Management : DRRM）法」によって、国家災害リスク軽減管理評議会（National Disaster Risk Reduction and Management Council : NDRRMC）の事務局として DRRM 活動の中心的組織に位置づけられた。それに伴ってこれまでの発災後の緊急対応に加え、予防・軽減を含む多様な防災活動の実施及び促進することが求められるようになり、組織や人材の能力強化が喫緊の課題となっている。

JICA は「災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクト（以下「フェーズ 1」。2012-2015 年）」や長期専門家派遣（2012-2015 年、2015-2017 年、2018 年-）を通じて、OCD が中央防災機関として他関連機関との調整や防災主流化の促進等を実施できるよう、組織強化及び人材育成の支援を実施した。その結果、同国における DRRM の取り組みは近年飛躍的に強化されてきたものの、地方自治体（Local Government Unit : LGU）における DRRM 活動の展開やモニタリング体制の強化など、抱える課題はいまだ多い。かかる状況から、防災関係機関を巻き込んださらなる OCD の実施・調整能力強化や地方における DRRM 活動の促進を目的とした「災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクトフェーズ 2（以下、「本プロジェクト」）」の要請を先方政府より受けた。

その後 JICA は、2017 年 11 月～12 月に詳細計画策定調査を実施し、その結果をもとに OCD との間で本プロジェクトの詳細を記載した Record of Discussions（以下「R/D」）案を添付した Minute of Meetings（M/M）を締結した。

現在、先方政府と最終的な R/D の署名の手続きに入っており、2019 年 2 月初旬までに締結予定となっている。

2 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクトフェーズ2

(2) 上位目標

自然災害による人的及び経済的被害軽減のため、国家災害リスク軽減管理評議会（NDRRMC）のイニシアティブの下でプロジェクト成果がフィリピンで展開される。

(3) プロジェクト目標

地方管区（リージョン）及び地方自治体（州、市、町）において、NDRRMCに集約される国家防災体制の技術的なサポートのもと、自然災害による人的及び経済的被害削減のための防災施策立案、実施及びモニタリング体制が整備される。

(4) 期待される成果

成果 1：地方管区災害リスク削減管理委員会（Regional DRRM Council：RDRRMC）、地方自治体災害リスク削減管理委員会（Local DRRM Council：LDRRMC）メンバーを中心とした地方管区及び地方自治体の防災関連職員が、当該地域の災害リスクを理解し、災害対策によるリスク削減につながるハザード情報の活用・リスク評価の実施に関するガイドラインが策定される。

成果 2：人的及び経済的被害削減のために災害リスク情報に基づいた地方管区／地方自治体防災計画策定ガイドラインが策定される。

成果 3：地方管区／地方自治体防災計画の立案、改訂、実施に係る OCD の情報管理（仙台防災枠組等の国際枠組の指標を含む）及びモニタリング評価の仕組みが構築される。

成果 4：フィリピンにおいて、本プロジェクトの成果を普及し、地方管区及び地方自治体を対象とする研修を実施するための研修の仕組みが構築される。

(5) 活動の概要

1-1 ハザード評価・情報の現状と課題を整理する。

1-2 リスク評価・情報の現状と課題を整理する。

1-3 地方管区及び地方自治体の防災関連職員が、地域のリスクを理解し、対策によるリスク削減を実感できるリスク評価手法を検討する。

1-4 パイロット地方管区内のパイロット地方自治体の選定基準を設定し、選定する。

1-5 活動 1-3 で検討した手法を用いて、既存のハザード情報に基づき、リスク

評価を実施するパイロット地方管区／地方自治体を支援する。

1-6 ハザード情報の活用・リスク評価の実施に関するガイドライン案を作成する。

1-7 活動4-5の結果に基づき、活動1-6で作成したガイドライン案を改訂する。

2-1 地方管区／地方自治体防災計画の現状と課題を整理する。

2-2 地方管区、州、市、町それぞれのレベルで実施すべき、災害リスク情報に基づいた人的及び社会的被害を軽減する災害対策メニュー案を検討する。

2-3 活動1-5で実施するリスク評価に基づいた人的及び経済的被害削減のための地方管区／地方自治体防災計画をパイロット地方管区／地方自治体が策定するのを支援する。

2-4 関連計画（開発計画、土地利用計画、気候変動活動計画等）との関係を整理し、地方管区／地方自治体防災計画の内容をパイロット地方管区／地方自治体が調整することを支援する。

2-5 地方管区／地方自治体防災計画の立案と改訂に関するガイドライン案を作成する。

2-6 活動4-5の結果に基づき、活動2-5で作成したガイドライン案を改訂する。

3-1 地方管区／地方自治体防災計画に関するOCDの情報管理の現状と課題を整理する。

3-2 地方管区／地方自治体防災計画の立案、改訂、実施に係るOCDの情報管理及びモニタリング評価システムと手法を検討する。

3-3 活動3-2で検討したシステムを実際に動かすため、ガイドライン案を作成し、モニタリング評価体制を確立する。

3-4 活動3-3で作成したガイドライン案及び確立したモニタリング評価体制について、全OCD地方管区事務所を対象としたワークショップを開催する。

3-5 活動3-3で作成したガイドライン案及び確立したモニタリング評価体制に基づき、パイロット地域で活動を実施する。

3-6 活動3-5と活動4-5の結果に基づき、活動3-3で作成したガイドライン案を改訂するとともにモニタリング評価体制を見直す。

4-1 国家災害リスク削減管理研修センター（NDRRM TI）の設立計画を含む防災に関する研修の現状と課題を整理する。

4-2 研修実施体制を検討する。

4-3 活動1-6、2-5及び3-3で作成したガイドライン案に基づき、地方管区及び地方自治体向け研修プログラム・モジュール案を策定する。

4-4 活動 4-3 で作成した研修プログラム・モジュール案について、全 OCD 地方管区事務所を対象としたワークショップを開催する。

4-5 パイロット地域において、活動 3-3 及び 4-2 で検討したモニタリング評価体制及び研修実施体制の下、活動 4-3 で作成した研修プログラム・モジュール案を使って、研修を実施する。

4-6 活動 4-5 の結果に基づき、活動 4-2 で検討した研修実施体制を見直すとともに活動 4-3 で作成した研修プログラム・モジュール案を改訂する。

4-7 本案件の成果を普及し、地方管区及び地方自治体を対象とした研修を実施するために、研修実施計画（スケジュール、予算、講師養成研修等を含む）を策定する。

（6）対象地域

OCD 本局（マニラ）、リージョン IV-A（カラバルソン地方）及びリージョン VII（中部ビサヤ地方）

（7）関係官庁・機関

カウンターパート（以下「C/P」）：市民防衛局（OCD）、地方防災局（Local DRRM Office）

関係官庁・機関：科学技術省（DOST）、内務地方自治省（DILG）、内務地方自治省地方自治アカデミー（DILG-LGA）、公共事業道路省（DPWH）、気象天文庁（PAGASA）、地震火山研究所（PHIVOLCS）、社会福祉開発省（DSWD）、国家経済開発庁（NEDA）、環境天然資源省鉱山地球科学局（DENR-MGB）

（8）プロジェクト期間

2019 年 5 月～2024 年 4 月を予定（計 60 か月）

3 業務の目的

「災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクトフェーズ 2」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4 業務の範囲

本業務は、JICA と OCD との間で 2019 年 2 月に締結予定の R/D に基づいて実施される「災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクトフェーズ 2」の枠内で、「3 業務の目的」を達成するため、「5 実施方針及び留意事項」を踏まえつ

つ、「6 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す文書等を作成するものである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗把握及び成果の発現を促進し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。

5 実施方針及び留意事項

(1) フィリピン側の自律的な体制の構築

本プロジェクトは、中央防災機関（OCD）を中心に、各防災関係機関が連携して地方における防災計画の策定、実施、モニタリングに係る体制を構築し、自律的に展開していく能力を強化するものである。そのため、OCDが必要な機関を巻き込んで体制構築を図れるよう、コンサルタントはプロジェクト期間を通じて積極的にOCD及び関係機関に対して働きかけを行うこと。また、自立発展性を確保するためには、OCDのオーナーシップが重要となることから、コンサルタントは、OCDのオーナーシップを尊重し、OCDとの共同作業を通じてC/Pとして必要な能力を向上させ、活用していけるように十分意識・工夫するものとする。

(2) 事業の区分け

本業務期間は約5年3か月（約63か月）であり、以下の2期に分けることを想定する。

第一期：2019年3月～2021年12月（34か月）

第二期：2022年1月～2024年5月（29か月）

※うち、協力実施期間は2019年5月～2024年4月の予定

第一期は、ベースライン調査及びパイロット地域における活動を中心に実施し、第二期はパイロット地域での活動成果を全国へ水平展開するための体制づくりを行う。

フィリピン側の自律した体制構築を目指すため、第一期に投入を寄せ、第二期は徐々に投入量を減らし、実施機関の活動を助言を中心とした側面支援する体制に移行していく。そのため、コンサルタント派遣については第一期に3分の2、第二期に3分の1程度の投入となるよう留意すること。

また、契約は期ごとに締結し、第一期の終了時点において、活動結果を踏まえ、第二期の業務内容の変更有無について、コンサルタント側から提案を行い、契約交渉を経て第二期の契約を締結することとする。

期分け及び業務期間について、上記想定と異なる提案がある場合は、プロポーザルで提案することとする。

(3) 先行案件・関連案件の知見・人脈の活用

JICA はこれまで、フェーズ1の実施や長期専門家派遣を通じて、OCD の能力向上を支援してきた。本プロジェクトではこれらを含む、JICA がこれまで実施してきた防災関連の案件の知見や人的資源・関係を十分に活用しプロジェクトを実施することとする。

なお、フェーズ1では、OCD の DRRM 能力向上のため、国家災害対応計画、OCD 災害対応オペレーションマニュアル、防災関係者を対象とした研修プログラム等の計画、マニュアル、ガイドラインの作成を行い、対応活動の標準化や組織・人材の能力強化を行った。これを発展させ、フェーズ2では、2015年の仙台防災枠組の採択を踏まえ、災害リスク削減のための事前投資を一層促進することを目指し、OCD の実施・調整能力強化や地方における DRRM 活動の推進を行う。本事業では、フェーズ2であることを意識し、フェーズ1で作成した地方自治体 DRRM 計画モニタリング評価のためのチェックリスト・アセスメントフォーム等、フェーズ1の成果を活用することで質の高い成果へ結び付けるよう工夫すること。また、フェーズ1からの教訓として、成果品の管理体制の整備が挙げられるが、以下(6)に記載の通り、OCD の組織改編が予測されることから、事業完了後の成果品の管理体制について活動の中で検討・整備し、報告書等文書でも残せるよう工夫すること。

以上のように、先行及び既存案件の成果の活用について、具体的な案がある場合には、プロポーザルにて積極的に提案すること。

(4) 地方防災計画の策定指針

JICA は、我が国における災害対策及び防災分野の協力対象国との意見交換を通じて、応急対応だけでなく、災害リスク削減を目的とした構造物対策及び非構造物対策を効果的に組み合わせるための「2020年に向けた地方防災計画の策定及び普及に係る実践指針案(配布資料)」を取りまとめた。なお、本プロジェクトにおいて、地方防災計画とは、地方管区/地方自治体での防災計画を指し、地方防災計画の策定に係る活動を実施する際には、同指針に沿って活動するとともに、改訂すべき内容がある場合には JICA にフィードバックすること。

(5) パイロット地方自治体の設定

本プロジェクトでは、各成果においてパイロット地方自治体を対象とした活動の実施を計画しており、ベースライン調査の結果を基にリージョン IV-A (カラバルソン地方) 及びリージョン VII (中部ビサヤ地方) からパイロット地方自治体を選定(活動1-4)する。なお、当該パイロット地方管区選定には、①人口

規模、②経済規模、③自然災害による被害、④アクセス、⑤治安、の5基準を考慮し、先方政府と合意をしている（ミンダナオについては、治安の観点からパイロット地方管区から除外）。

パイロット事業は実施した成果そのものが目的ではなく、活動を通じて、他地域への普及や全国展開について貴重な経験・教訓を抽出して、それを仕組みとして確立していくことが重要となる。また、フィリピンの地方自治体は、州・市・町レベルがあり、さらには町レベルでも地理的・経済的・社会的な差があるため、全国展開を目的とした本事業でのパイロット地方自治体選定は重要である。よって、パイロット地方自治体選定の基準案の検討においては全国展開を行うことを意識し、十分な知見・教訓が得られる基準とすること。

なお、パイロット地方自治体を設定する際は、フィリピン側関係機関と上記の共通認識を得て進めるよう留意すること。また、パイロット地方自治体選定の基準案をプロポーザルにて提案すること。

（6）防災省の設立

現在、フィリピンでは「防災省（Department of Disaster Resilience（仮称）」の設立が進められており、これに伴う組織改編によって OCD の組織格上げ又は合併等が想定される。プロジェクト期間中に OCD の所掌を引き継ぐ新省が設立した場合、本プロジェクトの実施機関が新省に変更となる。コンサルタントは、プロジェクト実施を通じて本動向に係る情報収集を行うとともに、新省設立後も円滑にプロジェクト活動が実施できるよう工夫すること。

（7）プロジェクト実施体制

① プロジェクト実施体制

本プロジェクトの主たる協力対象は、OCD の政策開発計画部（Policy Development and Planning Service : PDPS）及び能力開発研修部（Capacity Building and Training Service : CBTS）である。本プロジェクトの実施体制は、OCD 長官をプロジェクトダイレクター、OCD 副長官をプロジェクトマネージャー、その下に成果ごとのワーキンググループ（以下、「WG」という。）を設置し、WG リーダーに OCD 各部長が就き、各部から最低2名のカウンターパートをアサインすることとする。OCD とその他の防災機関との連携強化及びプロジェクト成果の共有を図るため、各 WG に対して関係機関から1名以上のカウンターパートをアサインする。特に成果1では科学技術省（DOST）、成果2、3、4では内務地方自治省（Department of Interior and Local Government : DILG）とその直下機関である地方自治アカデミー（DILG-Local Government Academy）を想定する。

② 長期専門家及び対フィリピン JICA 防災分野関係者との連携

OCD には別途、JICA の技術協力の枠組みで国土交通省から「災害リスク管理」分野の長期専門家が派遣されており、OCD に対して日本の行政経験に基づいた政策的助言や制度構築等に係る活動を実施している。そのため、コンサルタントは長期専門家と適宜情報を共有しながら、活動すること。

また、JICA 及びその他日本の関係機関がフィリピンに対して防災関連の協力を実施していることから、日本からの防災協力として一貫性を持って実施する必要がある点に留意すること。このため関係者と日常的な情報交換を行い、その結果を JICA に報告すること。

(8) プロジェクトの事業管理・評価・モニタリング

① プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力においては、事業の進捗そのものが新たな価値創造のプロセスであり、事業成果の発現に向け、コンサルタントは先方実施機関、JICA と協同で創意工夫して事業の進捗の促進に向けた取組を行うことが基本であり、これらのプロセスの中からプロジェクトの促進及び阻害に係る要因を特定し、これらを教訓として組織として共有することが求められる。

また、フィリピンでは地震や大雨による洪水等の災害が発生すると、OCD が応急対応に従事し、プロジェクト活動が予定どおり実施できない可能性がある。このような災害発生時には、災害への対応を優先させつつ、柔軟に計画変更を行うとともに、防災機関による災害対応、関係機関との調整、地方及びコミュニティレベルにおける実際の行動を検証し、教訓を得て、フィリピンにおける防災上の課題を明確にする機会として活用し、プロジェクト活動に反映させる。

コンサルタントは、プロジェクトの方向性について適宜 JICA に提言を行うこと。JICA は、これら提言を検討し、フィリピン側 C/P 機関との合意文書の変更、契約の変更等、必要な対応をとることとする。

② Monitoring Sheet の作成・活用

本プロジェクトでは、本業務実施契約で派遣される JICA 専門家チーム及び C/P による定期モニタリングを実施する。定期モニタリングに際しては、所定の Monitoring Sheet 様式を用いて、派遣前の事前打ち合わせにて Ver. 1 を JICA と確認し、その後第一回合同調整委員会 (Joint Coordination Committee : JCC) 時に C/P と協議を行い、合意する。

案件開始後は、6 か月ごとの定期的なモニタリング (PDM 達成状況、PO 進捗、実施上の課題の確認、等) を C/P と合同で行い、JICA フィリピン事務所に

提出すること。Monitoring Sheetに定められる項目には活動報告のみならず、成果の発現状況（上位目標の達成見込みを含む）解決すべき実施上の課題、懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正負の影響を及ぼす外部要素、他ドナーの防災関連事業の進捗状況を含むこと。

③ JCC への協力

本プロジェクトでは、活動スケジュール、投入スケジュール、C/P の配置等、基本計画の詳細について協議する JCC を、少なくとも年に 1 回は実施することが R/D 本文に記載されている。

JCC は日本・フィリピン双方のプロジェクト関係者との進捗及び今後の計画について協議する場であることから、上記②Monitoring Sheet を JCC の基本文書として活用すること。また、JCC の準備に際しては、コンサルタントは、その基礎資料として既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、C/P や JICA へ提供するとともに、C/P による準備が円滑になされるよう状況の確認及び支援を行うものとする。

④ 日常的モニタリングへの協力

事業実施中の日常的な進捗確認は、コンサルタントがフィリピン側関係者と一緒に議論する。プロジェクト進捗に支障をきたす事案が発生した場合は、速やかに JICA へ報告・相談を行うこと。

JICA は、以下の場合において適宜運営指導調査を実施する予定である。

- (ア) 各期終了の 3-6 か月前
- (イ) プロジェクトの計画の見直しが必要な場合
- (ウ) 実施運営上の問題が発生している場合に、

調査の実施に際し、コンサルタントは、その基礎資料としてすでに実施した業務において作成した資料などを整理、提供するとともに、現地調査において協議の調整や同席等、調査団へのサポートを行うものとする。

(9) 仙台防災枠組における本プロジェクトの位置付けと国際会議等における成果発信

2015 年 3 月に開催された第 3 回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030（以下「仙台防災枠組」）では災害による損失と災害リスクを減らすという成果を目指すために、7 つのグローバルターゲットと 4 つの優先行動が設定されている。

【成果】

人命・暮らし・健康と、個人・企業・コミュニティ・国の経済的・物理的・社会的・文化的・環境的資産に対する災害リスク及び損失を大幅に削減する。



【ゴール】

ハザードへの暴露と災害に対する脆弱性を予防・削減し、応急対応及び復旧への備えを強化し、もって強靱性を強化する、統合されかつ包摂的な、経済的・構造的・法律的・社会的・健康的・文化的・教育的・環境的・技術的・政治的・制度的な施策を通じて、新たな災害リスクを防止し、既存の災害リスクを削減する。



【グローバルターゲット】

- (a) 災害による世界の 10 万人当たり死亡者数について、2020 年から 2030 年間の平均値を 2005 年から 2015 年までの平均値に比して低くすることを目指し、2030 年までに世界の災害による死亡者数を大幅に削減する。
- (b) 災害による世界の 10 万人当たり被災者数について 2020 年から 2030 年間の平均値を 2005 年から 2015 年までの平均値に比して低くすることを目指し、2030 年までに世界の災害による被災者数を大幅に削減する。
- (c) 災害による直接経済損失を、2030 年までに国内総生産（GDP）との比較で削減する。
- (d) 強靱性を高めることなどにより、医療・教育施設を含めた重要インフラへの損害や基本サービスの途絶を、2030 年までに大幅に削減する。
- (e) 2020 年までに、国家・地方の防災戦略を有する国家数を大幅に増やす。
- (f) 2030 年までに、本枠組の実施のため、開発途上国の施策を補完する適切で持続可能な支援を行い、開発途上国への国際協力を大幅に強化する。
- (g) 2030 年までに、マルチハザードに対応した早期警戒システムと災害リスク情報・評価の入手可能性とアクセスを大幅に向上させる。



【優先行動】

1. 災害リスクの理解
2. 災害リスクを管理する災害リスク・ガバナンスの強化
3. 強靱性のための災害リスク削減への投資
4. 効果的な災害対応への備えの向上と、復旧・復興過程における「より良い復興（Build Back Better）」

本プロジェクトは、仙台防災枠組の各グローバルターゲットの達成及び各優先行動の推進に貢献するものと位置付けられることから、我が国プロジェクトの成果を発信できる機会において、より効果的に発信できるように、コンサルタントはJICA、OCDと相談すること。また、仙台防災枠組のフォローアッププロセスの一環として防災グローバルプラットフォーム及び地域防災プラットフォームと呼ばれる国際会議を通じたモニタリングが1年毎交互に開催されることから、これら機会をマイルストーンの1つとして設定し、プロジェクトの進捗管理及び成果発信を行っていくこと。

本プロジェクト実施期間中には、2019年（スイス・ジュネーブ）、2021年、2023年に防災グローバルプラットフォーム、2020年（オーストラリア）、2022年にアジア地域防災プラットフォームがそれぞれ開催される予定であることから、これらを含む国際会議を活用してフィリピン側 C/P 及び JICA が本プロジェクトの意義、活動内容、成果を広く周知できるよう、時間に余裕をもって双方と相談すること。

また、プロジェクト成果の共有や広報の観点から、第三国への出張が本プロジェクトの実施において有用と考える場合には、これを積極的に検討し、プロポーザルの中で提案すること（必要と認められる場合、JICA からフィリピン側に提案する）。提案に際しては、出張期間1週間、C/P（2人までを想定）及びコンサルタント1名の同行に必要な旅費を別見積とする。

（10）プロジェクト活動の記録

JICA は独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としていることから、本プロジェクトで実施する研修、ワークショップ等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を進捗報告に係る成果品の中に記録し、JICA に報告すること。

また、ジェンダー及び要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の本プロジェクトへの参画及び裨益状況についても特記事項として合わせて記録し、後段の広報を計画する際においても積極的に焦点を当てること。

（11）広報

本事業の実施にあたっては、本事業の意義、活動内容、成果について、フィリピン国と日本国内の各層に広く発信すること。このため、以下の項目を最低限含めつつ、仙台防災枠組の内容、構成を踏まえた効果的な広報計画をプロポーザルで提案すること。同計画においては上述の国際会議等のイベント日程を考慮すること。また、本プロジェクトは SDGs におけるターゲットへの貢献も含まれ

るためこれに対する広報計画にも留意する。

① 現地マスメディアへの発信

本事業の開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、事業の内容や成果をフィリピン国内に広く認識してもらうため、JICA フィリピン事務所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見、プレスツアーの開催や記者向け説明などを行うこと。また、その際は、C/P 機関の広報部門と協力することとし、C/P 機関に対して、現地マスメディアへの発信を行うよう働きかけを行うこと。

② 現地関係機関や他援助機関・NGO 等への発信

本事業では、C/P 以外に様々な関係者を広く巻き込むことで防災の主流化が図られ、OCD の能力向上にも貢献することから、重要な現地関係機関、他援助機関・NGO 等が、本事業に関心を持ち、積極的な参加・協力が得られるよう、最も適切な媒体・方法を検討の上、情報発信を行うこと。特に、本プロジェクトが取り組む事業や作成されるガイドライン等は、先方政府の承認を得たのち、他の地方自治体や他援助機関に採用され、広く普及されることが期待されるため、その実現のための広報を行うこと。

③ JICA ウェブサイトを通じた情報発信

プロジェクト開始時をめぐり、JICA 技術協力プロジェクトホームページ内に本プロジェクトのウェブサイトを開設する予定である。プロジェクト成果の発信を目的に1か月に1回以上 JICA へ進捗を報告すること。また、ODA 見える化サイトに視覚上成果を把握しやすい写真を掲載できるよう、候補となる写真を JICA に対して適時提供すること。

④ 写真、映像（動画）

各種広報媒体や視聴覚資料の作成で使用できるよう、活動に関連する写真・映像を撮影し、提出する。撮影に当たっては、本事業の成果を分かりやすく伝えられるよう、事業実施前と実施後が比較できるものや日本側とフィリピン側双方がコミュニケーションしているものとなるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は、JICA に帰属するものとする。

(12) 他援助機関・国際機関との情報共有・連携

フィリピンでは、前プロジェクト以前から、OCD に直接支援している国連開発計画（UNDP）の他、DILG や地方自治体に対して支援を行っているフランス

開発庁 (AFD)、スペイン国際開発協力庁 (AECID)、ドイツ国際協力公社 (GIZ) が防災分野の支援を実施していることから、これら他援助機関の動向を把握し、本プロジェクトがこれら先行事例を活用できるよう、他援助機関と協議、意見交換と十分な調整を行いながら実施すること。

特に、UNDP、東北大学災害科学国際研究所 (IRIDeS)、富士通が実施する災害統計グローバルセンタープロジェクトについては可能な範囲でプロジェクト関係者と情報共有し、活用していくこと。また、AFD による防災活動の評価システムの構築を支援する「Disaster Preparedness Audit (DPA) 強化」は DILG の能力強化や DPA のツール作成、地方自治体でのパイロット活動を実施している。さらに AECID は、DILG-LGA と連携し、「Strengthening the Capacity of Philippine Local Governments in Disaster Risk Reduction (SCPLG-DRR)」プロジェクトにて地方 DRRM 事務所とバランガイ DRRM 委員会のキャパシティ開発を実施している。これらプロジェクトは、本プロジェクトとの連携の可能性があることから、プロジェクト期間を通じて情報交換を行っていくこととし、必要であれば事前に JICA への相談及び同席を求めること。

また、JICA は、国連国際防災戦略事務局 (UNISDR) と業務協力協定を締結しており、UNISDR が行う仙台防災枠組の推進、フォローアップ、レビューへの支援を行うことが規定されている。上記 (9) のとおり、本プロジェクトは仙台防災枠組に貢献することから、本プロジェクトにおけるイベント等の際には UNISDR の本部 (在ジュネーブ) 又はアジア太平洋地域事務所 (在バンコク) に時間に余裕をもって案内し、参加を働きかける等、連携について配慮すること。併せて、OCD がフィリピン国内において UNISDR を招へいするイベントを開催する場合は、上記協定に基づき、JICA が本プロジェクトの成果を発信できるよう、JICA に情報提供相談すること。

6 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、コンサルタントは国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。なお、業務開始時に C/P の能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要と判断された場合は業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。

【第 1 期、第 2 期に共通する業務内容】

(1) JCC 開催支援と進捗説明

議長である OCD 長官が JCC を開催、メンバーを招集予定であることから、コンサルタントは C/P が R/D に定められた JCC 参加者の予定を確認し、日程

調整を実施する状況を確認するに係る支援を行うこと。また Monitoring Sheet を活用し、カウンターパートと手分けしてプロジェクトの進捗及び活動計画を説明、合意を得ること。

(2) 本邦研修及び本邦招へいの実施

本プロジェクトにおいては、2020 年度及び 2022 年度に「地方防災計画の策定と実施」に係る本邦研修を、それぞれ 2 週間程度、WG メンバーとパイロット 地方自治体の職員を含めた 15 名程度を対象に実施する。また、本プロジェクトでは、OCD 長官・部長クラスの幹部及び防災関係機関の次官クラス 7 名程度を対象に内閣府や国交省、地方自治体への視察を目的とした本邦招へいを、プロジェクトの中間時点（2021 年度）に 1 週間以内の期間で実施する予定である。

コンサルタントは、実施にあたって「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017 年 6 月）に記載される「実施業務」を担当することから、実施に係る経費を見積りに含める。実施にあたっては研修・招へいの趣旨を十分理解し、内容及び実施方法について長期専門家、JICA フィリピン事務所及びフィリピン政府関係者と協議・調整すること。また、研修参加者・招へい者の人選、必要書類の取付等、研修員受入・招へいに関する支援・調整を行うこと。

【第 1 期：2019 年 3 月～2021 年 12 月（34 か月）】

(1) 全体に係る活動

① 業務計画書の作成・協議

コンサルタントは、共通仕様書に基づき、業務計画書（和文）を作成し、契約日の 10 営業日以内に JICA に対して提出し、承諾を得る。

② ワークプランの作成・協議

本プロジェクトにかかる経緯・成果及び詳細計画策定結果、並びに、業務計画書等を踏まえて、プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画を作成し、ワークプラン（案）として取りまとめ、第 1 回現地派遣までに JICA に説明・協議し、修正する。その後、第 1 回現地派遣時にフィリピン側関係者へ説明を行った後、活動 1-1、1-2、2-1、3-1、4-1 に関するベースライン調査（5 か月以内を想定）の結果を踏まえて修正したワークプラン（案）及び PDM を、第 1 回 JCC にてフィリピン側と合意する。

③ 事業効果測定のためのベースライン調査の実施

事業効果を測定することを目的に、PDM の指標に係るデータを収集し、簡易

なベースライン調査を実施する。PDMの指標以外に収集すべきデータがある場合はその内容と理由を含めてプロポーザルにて提案すること。ベースライン調査はプロジェクト開始直後から5か月以内に実施し、調査内容を取りまとめることを想定している。なお、第二期では、エンドライン調査をプロジェクト終了6か月前に実施を予定している。

(2) 成果1に関する活動

① フィリピンにおけるハザード評価・情報の整理 (活動 1-1)

フィリピンにおけるハザード評価・情報の現状について、災害種、実施機関の役割分担、評価手法、ハザードマップの縮尺、今後のハザード評価実施計画、関係機関間の共有等の観点から調査を実施し、その情報をもとに課題を分析、特定する。なお、現状の調査、分析、課題特定の方法についてはプロポーザルにおいて提案すること。

② フィリピンにおけるリスク評価・情報の整理 (活動 1-2)

フィリピンにおけるリスク評価・情報の現状について、災害種、実施機関の役割分担、評価手法、地方管区／地方自治体におけるリスク評価実施状況、住宅・土地利用規制委員会(HLURB)によって開発されたClimate and Disaster Risk Assessment(CDRA)等の既存のツール・ガイドライン・マニュアル等の内容、関係機関間の共有等の観点から調査を実施し、その情報をもとに課題を分析、特定する。なお、現状の調査、分析、課題特定の方法についてはプロポーザルにおいて提案すること。

③ 地方管区及び地方自治体の防災関連職員が、地域のリスクを理解し、対策によるリスク削減を実感できるリスク評価手法の検討 (活動 1-3)

上記1-1、1-2で分析した課題を踏まえ、地方管区及び地方自治体の防災関連職員が実施可能なリスク評価手法を、OCD及び関係機関と検討する。リスク評価手法の検討にあたっては、全国への展開の観点から、フィリピンで現在入手、利用可能な既存のデータや、フィリピンの機関が調査可能なデータを利用することとし、大掛かりな地盤調査等のリスク評価は実施しない。

④ パイロット地方自治体選定のための基準設定とパイロット地方自治体の選定 (活動 1-4)

⑤ パイロット地方自治体に対する既存のハザード情報に基いたリスク評価の実施支援 (活動 1-5)

上記④で選定したパイロット地方自治体において、上記③で検討したリスク評価手法を用いたリスク評価をパイロット自治体職員、OCD 本局職員、OCD 地方事務所員及び関係機関職員と共に実施する。本活動の実施を通じて、後述⑥のハザード情報の活用とリスク評価の実施に関するガイドライン策定に必要な経験や教訓を抽出すること。

⑥ ハザード情報の活用とリスク評価の実施に関するガイドライン案作成（活動 1-6）

上記⑤のパイロット地方自治体における活動結果をもとに、ハザード情報の活用とリスク評価の実施に係るガイドラインを策定する。なお、作成にあたっては、既存ツール・ガイドライン・マニュアル等を適宜活用し、より実践的なガイドラインの作成または改訂を行うこと。

ガイドラインの策定にあたっては全国展開を見据え、あらゆる地方自治体において活用が可能な内容となるよう留意する。

（3）成果2に関する活動

① 地方管区／地方自治体の防災計画の現状と課題の整理（活動 2-1）

フィリピンにおける地方防災計画の現状を調査し、その情報をもとに課題を分析、特定する。特に、地方防災計画の策定状況を C/P とともに分析して、策定及び全国展開に係る阻害要因を明らかにする。なお、現状の調査、分析、課題特定の方法についてはプロポーザルにおいて提案すること。

② 災害リスク情報に基づいた災害対策案の検討（活動 2-2）

上記①の調査結果を踏まえ、フィリピンにおける国、地方管区、地方自治体（州、市、町）の各レベルで実施すべき災害施策案を整理する。

③ パイロット地方管区／地方自治体の防災計画策定支援（活動 2-3、2-4）

上記②で検討した災害対策案にもとづき、上記④で選定したパイロット地方自治体において、実践的な地方管区／地方自治体の防災計画の策定をパイロット自治体職員、OCD 本局職員、OCD 地方事務所員及び関係機関職員と共に実施する。本活動の実施を通じて、後述④の防災計画立案と改訂に関するガイドライン案の策定に必要な経験や教訓を抽出すること。

④ パイロット地方管区／地方自治体の防災計画立案と改訂及びレビューに関するガイドライン案作成と改訂（活動 2-5）

上記③のパイロット地方自治体における活動結果をもとに、地方防災計画の

策定／改訂／レビューに係るガイドラインを策定する。策定にあたっては、既存ガイドラインやマニュアル等のレビュー及びパイロット地方自治体での活動結果を反映させ、実践的なガイドラインを作成すること。ガイドラインの作成にあたっては全国展開を見据え、あらゆる地方自治体において活用が可能な内容となるよう留意する。

（４）成果３に関する活動

① 地方防災計画に関する OCD の情報管理の現状と課題の整理（活動 3-1）

フィリピンにおける防災計画に係る情報管理の現状について調査を実施し、その情報をもとに課題を分析、特定する。特に、各地方自治体における地方防災計画の策定、実施、改訂を OCD がどのように情報収集し、管理しているのかを C/P とともに分析すること。なお、現状の調査、分析、課題特定の方法についてはプロポーザルにおいて提案すること。

② 地方防災計画に関する OCD の情報管理及びモニタリング評価のシステムと手法の検討（活動 3-2）

上記①で分析した課題をもとに、地方防災計画に関する情報管理及びモニタリング評価の手法及び実施体制を OCD 及び関係機関と共に検討する。なお、検討にあたっては、仙台防災枠組のモニタリングシステム・指標を踏まえ、その集計及び報告に活用できるモニタリング手法及びその実施体制とすること。

③ 地方防災計画の策定、実施に係るモニタリング評価のためのガイドライン案の策定と体制の確立（活動 3-3）

上記②で検討した手法・実施体制に基づき、OCD 及び関係機関が実施すべき事項を取りまとめたガイドライン案を策定する。

（５）成果４に関する活動

① 防災に関する研修の現状と課題の整理及び体制の検討（活動 4-1）

今後設立が計画されている国家災害リスク削減管理研修センター（NDRRM TI）の進捗を含む、フィリピンにおける防災に係る研修、能力開発プログラムの現状について調査を実施し、その情報をもとに課題を分析、特定する。なお、現状の調査、分析、課題特定の方法についてはプロポーザルにおいて提案すること。

② 研修実施体制の検討（活動 4-2）

上記①で分析した課題を踏まえ、フィリピンにおける防災に係る研修プログラムの実施体制について、OCD 及び関係機関とともに検討する。

③ 地方管区及び地方自治体向け研修プログラム・モジュール案の策定（活動 4-3）

上記（2）⑥、（3）④、（4）③で策定した各ガイドライン案に基づき、OCD 及び関係機関と共に、地方管区及び地方自治体向けの研修プログラム及びモジュール案を策定する。

【第 2 期：2021 年 1 月～2024 年 5 月（29 か月）】

（1）全体に係る活動

① 事業効果測定のためのエンドライン調査の実施

事業効果を測定することを目的に、PDM の指標に係るデータを収集し、簡易なエンドライン調査を実施する。エンドライン調査はプロジェクト終了 6 か月前に実施し、調査内容を取りまとめることを想定している。

（2）成果 1 に関する活動

① ハザード情報の活用とリスク評価の実施に関するガイドライン案の改訂（活動 1-7）

第 1 期活動 1-6 で作成したガイドライン案について、後述（5）②（活動 4-5）の研修結果を踏まえ、改訂する。

（3）成果 2 に関する活動

① パイロット地方管区／地方自治体の防災計画立案と改訂に関するガイドライン案の改訂（活動 2-6）

第 1 期活動 2-5 で作成したガイドライン案について、後述（5）②（活動 4-5）の研修結果を踏まえ、改訂する。

（4）成果 3 に関する活動

① ガイドライン及びモニタリング評価体制に関するワークショップの開催（活動 3-4）

第 1 期活動 3-3 で策定したガイドライン案及び確立したモニタリング評価体制の周知を目的としたワークショップを、全 OCD 地方事務所を対象に開催する。ワークショップは、OCD 地方事務所が防災計画に関するモニタリング評価体制及び方法を十分に理解し、OCD 地方事務所が中心となって関係機関と共にモニタリング評価を実施できるための内容となるよう留意する。ワークショップは OCD 本部で実施し、各地方事務所の局長及び担当者を集め、複数回に分けて実施する。

② モニタリング評価体制に基づいた活動の実施とその結果に基づいたガイドラインの改訂（活動 3-5、3-6）

第 1 期活動 3-3 で策定したガイドラインに基づき、OCD 及び関係機関が実施するパイロット地方自治体において地方防災計画に係るモニタリング評価活動に対して助言を行う。さらに、その活動結果を踏まえ、策定したガイドライン案の改訂及び体制の見直しを OCD と共に実施する。

（5）成果 3 に関する活動

① 研修プログラム・モジュール案について、全 OCD 地方管区事務所を対象としたワークショップの開催（活動 4-4）

全国展開に向けて OCD 地方事務所事務所が研修内容を十分に把握し、関係機関と共に各担当の地方管区内で研修を展開するため、全 OCD 事務所を対象に、第 1 期活動 4-3 で策定した研修プログラム・モジュール案の周知を目的としたワークショップを実施する。ワークショップは OCD 本部で実施し、各地方事務所の局長及び担当者を集め、複数回に分けて実施する。

② 研修の実施及びその結果に基づいた研修実施体制の改善及びプログラム・モジュール案の改訂（活動 4-5、活動 4-6）

第 1 期活動 4-3 で策定した研修プログラム・モジュールに基づき、OCD 及び関係機関とともに研修を実施する。さらに、その活動結果に基づき、研修プログラム・モジュール案の改訂及び研修実施体制の見直しを行う。

③ 研修実施計画の策定（活動 4-7）

上記②の研修実施結果を踏まえ、本プロジェクトの成果を全国へ普及するための研修実施計画策定に係る助言を OCD に対して行う。助言にあたっては、研修実施計画にプロジェクトの成果を反映し、実施スケジュール、必要な予算と確保のための計画、研修実施体制を整備するための講師養成研修に関する項目が含まれるように留意すること。

7 報告書等

（1）報告書

業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。

| 期 | 報告書 | 時期等 | 言語・部数 |
|---|-----|-----|-------|
|---|-----|-----|-------|

| | | | |
|-----|-------------------------|--|--------------------------------|
| 第一期 | 業務計画書 (共通仕様書の規程に基づく) | 第一期契約締結後 10 日以内 | 和文 3 部 CD-ROM1 部 |
| | ワークプラン | 第一期契約締結後 1 か月以内 | 英文 10 部 |
| | Monitoring Sheet | プロジェクト開始後 1 か月以内及びプロジェクト開始後 6 か月ごと | 各 Monitoring Sheet につき英文 3 部 |
| | プロジェクト進捗概要資料 | Monitoring Sheet 提出と同じ (プロジェクト開始後 1 か月は不要) | 和文 1 部 英文 1 部 |
| | 業務完了報告書 (第一期分) | 第一期終了時 | 和文 1 部 英文 3 部 |
| 第二期 | 業務計画書 (共通仕様書の規程に基づく) | 第二期契約締結後 10 日以内 | 和文 3 部 CD-ROM1 部 |
| | ワークプラン | 第二期契約締結後 1 か月以内 | 英文 10 部 |
| | Monitoring Sheet | 第二期開始後 1 か月以内及びプロジェクト開始後 6 か月ごと | 各 Monitoring Sheet につき英文 3 部 |
| | プロジェクト進捗概要資料 | Monitoring Sheet 提出と同じ | 和文 1 部 英文 1 部 |
| | 業務完了報告書 (第二期分) | プロジェクト終了時 | 和文 5 部 英文 10 部 CD-ROM3 部 |

プロジェクト業務完了報告書については、製本することとし、報告書等の印刷、電子化 (CD-R) の使用については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。その他の報告書等は簡易製本及び電子媒体での提出とする。

各報告書の記載項目 (案) は、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

(2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、Monitoring sheet 又はプロジェクト業務完了報告書に添付して提出することとする。各資料の作成に当たっては、記載項目について適宜 JICA とコンサルタントで協議、確認すること。

① 地方におけるハザードの情報活用・リスク評価に係るガイドライン

- ② 地方防災計画策定に係るガイドライン
- ③ 地方防災計画の情報管理及びモニタリング評価に係るガイドライン
- ④ 研修プログラム、モジュール及び教材
- ⑤ 研修実施計画
- ⑥ 国際会議等における成果発信資料

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは共通仕様書第7条に基づき、国内外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含むコンサルタント業務従事月報をJICAに提出する。なお、先方政府と文書にして合意したものについても、適宜添付の上、JICAに報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ 業務フローチャート

(4) その他提出物

- ① 防災情報
JICAが定める様式によりフィリピンの防災に係る基礎情報をとりまとめ、情報更新の上、プロジェクト開始後1年ごとに提出する。
- ② 議事録等
先方政府との各レポート説明及び協議に係る議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。JICAが別途開催する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、JICAが指定する様式によりA4版4枚以内に取りまとめ、会議開催後3営業日以内にJICAに提出する。
- ③ 先方政府への提出物
フィリピン政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかにJICAに提出する。

第3 業務実施上の条件

1 業務工程計画

本契約は、2019年3月に開始し、期間は約63か月とする。提案は一括で受け、契約は2期に分ける複数年度業務実施契約にて実施する予定である。

2 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

（1）業務量の目途

第1期 約68.29 M/M

合計 約101.17 M/M

（2）業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は、以下に示す分野を担当するコンサルタントの配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切なコンサルタントの配置、構成をプロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付を提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- | | |
|---------------|----|
| ① 業務主任／防災行政 | 2号 |
| ② 災害リスクアセスメント | |
| ③ ハザード情報 | |
| ④ 防災計画 | 2号 |
| ⑤ 構造物／非構造物対策 | |
| ⑥ 防災情報 | |
| ⑦ 普及体制構築 | |

3 対象国の便宜供与

2019年2月に署名予定のR/Dに基づき、C/Pの配置、事務所スペースの提供等が確保される。その他一般的な情報提供が得られる予定。

4 配布資料／閲覧資料

（1）配布資料

- ① フィリピン「災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクトフェーズ2」
詳細計画策定結果
- ② 署名済み詳細計画策定調査 M/M (R/D 案を含む)

③ 2020年に向けた地方防災計画の策定及び普及に係る実践指針案

(2) 公開資料

- ① 「災害リスク軽減・管理能力向上プロジェクト」終了時評価調査報告書、最終報告書
http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_118_12235735.html
http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_118_12231437.html
- ② 「防災セクター戦略策定のための情報収集・確認調査」ファイナルレポート
http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_118_12284998.html
- ③ 仙台防災枠組 2015-2030
http://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframefordrren.pdf
- ④ 仙台防災枠組の指標及び用語集
http://www.preventionweb.net/files/resolutions/N1702972_en.pdf
http://www.preventionweb.net/files/50683_oiewgreportenglish.pdf
- ⑤ 仙台防災枠組モニタリングに係るテクニカルガイダンス
<https://www.unisdr.org/we/inform/publications/54970>
- ⑥ 持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）（外務省ホームページ）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000101402.pdf>

5 現地再委託

プロジェクト活動に係る業務について、現地に経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等がある場合、それらの機関や組織に再委託して実施することができる。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業務の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、見積もりについては本見積もりにて計上すること。

6 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICAフィリピン事務所、在フィリピン日本国大使館において十分な情報収集を行う

とともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また JICA フィリピン事務所と常時連絡が取れる体制を整え、特に地方にて活動を行う場合は、安全状況、移動手段等について同事務所と緊密に打合せを行うよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先だち業務従事者を外務省「たびレジ」に登録すること。

7 その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算の必要はない。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

(3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。